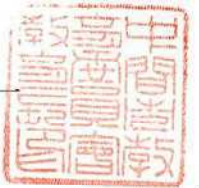


(写)

7 中教総第 950 号
令和 7 年 10 月 2 日

中間市立小中学校通学区域審議会会長 様

中間市教育委員会
教育長 蔵 元 洋



諮 問 書

中間市立小中学校通学区域審議会条例（昭和 49 年条例第 17 号）第 2 条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1 諮問事項

中間中学校及び中間東中学校敷地を活用した新中学校の通学区域について、次の事項を踏まえた貴審議会の意見を求めたく諮問します。

- （1）新中学校に通学する負担軽減
- （2）将来にわたる新中学校の規模見込みに基づく生徒の学習環境の構築及び維持
- （3）学校、保護者、地域の実情等